パブリックコメント

第6期下川町総合計画後期基本計画（案）について ご意見を募集します

総合計画は、町の計画の中で最も上位の計画で、町の行政運営は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて運営されています。

第6期下川町総合計画は、令和元年度から令和12年度までの12年間の計画で、基本構想・基本計画・進捗管理計画（兼財政計画）の３層構造となっています。

この度、総合計画アンケート結果（令和8年度実施）などを踏まえ、令和9年度から令和12年度までの後期基本計画（案）を策定しましたので、町民の皆様のご意見を募集します。
意見募集の詳細については、裏面をご確認ください。

第6期下川町総合計画（令和元～12年度）		
令和元～4年度	令和5～8年度	令和9～12年度
前期計画	中期計画	後期計画

■基本構想　　↓今回の見直し内容

- 計画の目的
- 計画の指針
- 計画の構成と計画期間
- 計画の運用
- 将来像（ありたい姿）/指標の設定/目標値
- 分野方針（6分野）
- 政策体系

■基本計画

- 福祉・教育（7施策）
- 教育（4施策）
- 生活環境（13施策）
- 産業（4施策）
- 地域自治・地域内連携（2施策）
- 行財政（2施策）

※現状・課題、展開方針の見直し。
※各施策の目標指標の設定。

■進捗管理計画（兼財政計画）

- 事務事業
- 財政運営基準

第６期下川町総合計画後期基本計画（案）へのご意見を募集します

第６期下川町総合計画後期基本計画（案）に対しまして、ご意見等をお寄せください。

１　提出期限　令和8年11月30日（月）　※郵送については、当日消印有効

２　提出方法　意見提出用紙により提出してください。
意見提出用紙は、総務企画課、行政情報コーナー等（役場、公民館、ハピネス）に備え付けているほか、ホームページからもダウンロードできます。
住所、氏名、連絡先の記載があれば、任意様式でも受付可能です。
（持参提出、郵送、ファクシミリ、電子メールでも提出可）。

３　提 出 先　役場総務企画課企画調整係
〒098-1206　下川町幸町63番地
電　　話　01655-4-2511（内線227）
Ｆ　Ａ　Ｘ　01655-4-2517
メ　ー　ル　s-kikaku@town.shimokawa.hokkaido.jp

４　閲覧場所　・ホームページ
・総務企画課
・役場行政情報コーナー
・公民館
・ハピネス

５　そ の 他　ご意見の要旨は公表いたします。
※ただし、住所、氏名等、個人が特定できる情報は公表しません。